

大和川河川事務所管内で河川協力団体を新規指定

～地域と連携した河川の美化に向けて～

R6.3.7

- ・大和川河川事務所は、NPO法人龍田・三室山桜の会を、事務所管内で第5事例目となる河川協力団体として、河川法第58条の8に基づき指定しました。
- ・当該NPO桜の会は、万葉集にも歌われた桜の名所の龍田山・三室山やその周辺において、樹木の管理などを実施すると共に、地域の観光名所となっている大和川の亀の瀬地区にある亀岩周辺の河川清掃を、地元自治体や河川管理者とも連携しながら、平成22年からボランティアとして取り組んできた団体です。
- ・今回、河川管理に資する活動である当該NPO桜の会の河川清掃の活動実績を踏まえた上で、河川管理者としてより一層の連携関係を築くことを期待して、河川協力団体として指定したところです。

指定の概要

- 指定を受けた者：NPO法人 龍田・三室山桜の会
- 指定日：令和6年3月4日
- 期待している活動：河川清掃及び河川環境の情報発信
- 活動場所:大和川右岸24.0k付近（柏原市大字峠地先）



大和川河川事務所長から指定書を交付



河川管理者と合同で活動



■NPO法人龍田・三室桜の会代表者の意見

大和川や亀の瀬地区を訪れた人がきれいな場所だと思って頂けるように、今回の指定を受けて、これからも引き続き河川清掃に取り組んでいきたい。



【問い合わせ先】

国土交通省 近畿地方整備局 大和川河川事務所 占用調整課

〒582-0009 大阪府柏原市大正2-10-8 TEL 072-971-1381